

## 燃料電池トラック実装支援事業実施要綱

(制定) 令和6年3月27日付5産労産新第469号  
(改正) 令和6年11月27日付6産労産新第456号

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、運輸部門の脱炭素化と水素利用の拡大に向けて事業用の燃料電池トラックの普及を促進するために行う「燃料電池トラック実装支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 燃料電池小型トラック 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量2.5t以上8t未満の車両
- 二 燃料電池大型トラック 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量8t以上の車両
- 三 区市町村 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定めるもののうち、東京都内の特別区及び市町村
- 四 燃料電池ごみ収集車 都が実施するZEVごみ収集車実装支援事業において、集中導入支援事業の実施自治体として選定され、都と集中導入支援事業の実施に係る協定（以下、「協定」という。）を締結した区市町村（当該区市町村から一般廃棄物収集運搬業務の委託を受けている民間事業者を含む。）が導入する第一号の燃料電池小型トラックに塵芥車用の架装をした車両であり、協定の内容を満たすもの
- 五 商用水素ステーション 商用の目的で運用される燃料電池自動車等にその燃料として水素を供給する定置式の設備
- 六 リース契約 燃料電池小型トラック、燃料電池大型トラック又は燃料電池ごみ収集車（以下、これらを総称して「FCトラック」という。）の貸主が、当該FCトラックの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該FCトラックを使用収益する権利を与え、借主は、当該FCトラックの使用料を貸主に支払う契約
- 七 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの

- に基づき、F C トラックの貸付等を行う者
- 八 国補助等 国その他の団体からの補助金
- 九 国等複数年度交付助成 国補助等が、一会计年度を超えて複数年度にわたる助成
- 十 グリーン経営認証制度 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上、認証や登録を行う制度
- 十一 ISO14001 サステナビリティ（持続可能性）の考え方のもと、環境リスクの低減及び環境への貢献を目指す環境マネジメントシステムに関する国際的な規格
- 十二 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業を営む者（以下「一般貨物自動車運送事業者」という。）、同条第3項の特定貨物自動車運送事業を営む者（以下「特定貨物自動車運送事業者」という。）及び同条第4項の貨物軽自動車運送事業を営む者（以下「貨物軽自動車運送事業者」という。）
- 十三 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの

（本事業の内容）

第3条 F C トラックを導入する者に対し、車両の導入に要する経費の一部を助成する。

（助成対象者）

- 第4条 本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。
- 一 民間企業（リース事業者を含む。）
  - 二 区市町村（ただし、第2条第四号の定義を満たす燃料電池ごみ収集車を導入する場合に限る。）
  - 三 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
  - 四 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
  - 五 法律により直接設立された法人
  - 六 その他知事が認める者

（助成対象トラックの要件）

- 第5条 本助成金の交付対象となるF C トラック（以下「助成対象トラック」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。
- 一 初度登録日（助成対象トラックが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間のF C トラック（中古車を除く。）であること。

- 二 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にあること。
- 三 国補助等がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りではない。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費は、次の各号に該当するものとする。

- 一 助成対象トラックの車両本体価格（以下「車両本体価格」という。）
- 二 リース契約に含まれる車両本体価格及びメンテナンス・サービス費用（以下「リース契約費用」という。）

(助成金額)

第7条 本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、次の各号に掲げる助成対象車両に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 1 燃料電池小型トラック及び燃料電池大型トラック
  - 一 車両本体価格から国補助等の額及び助成対象トラックと積載量、全長等の仕様が同等である原動機に内燃機関を用いた自動車（以下「ディーゼルトラック」という。）の車両本体価格を差し引いた額とする。ただし、第5条第三号のただし書に当てはまる場合は、車両本体価格からディーゼルトラックの車両本体価格を差し引いた額とする。
  - 二 リース契約の場合は、リース契約に含まれる車両本体価格から国補助等の額及びディーゼルトラックのリース契約に含まれる車両本体価格を差し引いた額とする。ただし、第5条第三号のただし書に当てはまる場合は、リース契約に含まれる車両本体価格からディーゼルトラックのリース契約に含まれる車両本体価格を差し引いた額とする。
  - 三 前号の規定にかかわらず、本事業によりFCトラックを導入する者が中小企業者である場合は、助成対象経費はリース契約費用とし、助成金額はリース契約費用から国補助等の額及びディーゼルトラックのリース契約費用を差し引いた額とする。
  - 四 前3号の規定にかかわらず、助成金額の上限額は、燃料電池小型トラックは1,300万円、燃料電池大型トラックは5,600万円とする。  
また、本事業によりFCトラックを導入する者が中小企業者である場合の助成金額の上限額は、燃料電池小型トラックは2,600万円、燃料電池大型トラックは9,600万円とする。
- 2 燃料電池ごみ収集車  
本助成金の対象となる区市町村の条件に応じて、それぞれ以下に掲げる額を助成金額とする。

一 商用水素ステーションの整備又は誘致を図り、燃料電池ごみ収集車を10台以上導入する場合

本助成金の対象となる区市町村に対して、車両本体価格に5分の4を乗じた額から国補助等を差し引いた額を助成金額の上限とする。なお、リース契約の場合は、リース契約に含まれる車両本体価格に5分の4を乗じた額から国補助等を差し引いた額を助成金額の上限とする。

二 燃料電池ごみ収集車を5台以上導入する場合

本助成金の対象となる区市町村に対して、車両本体価格に4分の3を乗じた額から国補助等を差し引いた額を助成金額の上限とする。なお、リース契約の場合は、リース契約に含まれる車両本体価格に4分の3を乗じた額から国補助等を差し引いた額を助成金額の上限とする。

3 助成対象者が次の各号に掲げる要件を満たす場合にあっては、本助成金額は当該各号に掲げる額とする。

- 一 助成対象者が、グリーン経営認証又はISO14001認証を取得している貨物自動車運送事業者である場合は、1台につき50万円を第一項で算出した助成金額に上乗せした額とする。
  - 二 燃料電池ごみ収集車について、第2項第一号に該当し、商用水素ステーションの運用が開始された場合、車両本体価格から国補助等を差し引いた額を助成金額の上限とし、リース契約の場合は、リース契約に含まれる車両本体価格から国補助等を差し引いた額とする。
- 4 前3項の規定に関わらず、令和8年度以降の助成金額の上限額は、助成対象トラックの市場価格等に応じて見直すものとする。

(実施体制)

第8条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
  - 一 第8条第2項の基金を原資として、第7条による助成金の交付等を行うこと。
  - 二 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言等を行うこと。
- 4 公社は、第8条第3項第一号を実施するにあたっては、あらかじめ都の承認を受けることとする。

(実施期間)

第9条 本助成金の交付申請の募集及び申請期間は、令和6年度から令和12年度までとする。

2 本助成金の交付は、令和13年度までに行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月27日付5産労産新第469号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月27日付6産労産新第456号）

この要綱は、令和6年11月27日から施行する。